

会長	事務局長	主査	係

大府市農業委員会

第 6 7 1 回総会議事録

大府市農業委員会

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、第671回大府市農業委員会の議事録を作成する。

令和3年8月20日
大府市農業委員会
会長 久野 一弘

大府市農業委員会総会議事録

- ・開催日時 令和3年8月20日（金） 午後3時～3時30分
- ・開催場所 大府市役所5階 全員協議会室
- ・出席委員

（農業委員）

会 長	1 3 番 久野 一弘
副会長	1 2 番 深谷 勝義
委 員	1 番 近藤 武
	2 番 服部 啓子
	4 番 本田 貴士
	6 番 竹内 敬三
	7 番 相羽 誠二
	8 番 深谷 英一
	9 番 神谷 登
	1 0 番 成田 正彦
	1 1 番 加古 春久

（農地利用最適化推進委員）

	1 4 番 浅田 勲
	1 5 番 大嶋 英二
	1 6 番 加古 俊治
	1 7 番 鈴置 省悟
	1 8 番 深谷 幸子
	1 9 番 山口 茂樹

会 期	1 日
-----	-----

議 事 日 程（第 6 7 1 回）

令和 3 年 8 月 2 0 日

日程	議案 番号	件 名	備 考
1		会議書記の指名について	
2	報告 1	農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の受理について	
3	報告 2	農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理について	
4	報告 3	農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について	
5	議案 1	農地法第 3 条の規定による許可申請について	
6	議案 2	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について	
7	議案 3	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農業委員会の決定について（利用権設定）	
8	議案 4	農地法第 3 条第 2 項第 5 号括弧書きの別段面積について	

・ 農業委員会事務局職員

事務局長 伴 則幸

事務局 松下 景美

(久野一弘 議長)

ただいまから第671回総会を開会いたします。総会の定足数について、事務局より報告願います。

(伴 則幸 事務局長)

総会の定足数につきまして、ご報告いたします。

農業委員会の在任委員13名中11名の出席で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。また、農地利用最適化推進委員6名全員の出席をいただいております。
なお、3番・濱島委員、5番・鈴木委員から、欠席のご連絡をいただいております。

(久野一弘 議長)

日程第1「会議書記の指名」を行ないます。本日の会議書記には農業委員会事務局の伴則幸氏と松下景美氏を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

日程第2「報告第1号」から日程第4「報告第3号」までについて、事務局より説明をお願いします。

(伴 則幸 事務局長)

日程第2 報告第1号『農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について』

日程第3 報告第2号『農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について』

日程第4 報告第3号『農地法第3条の3の規定による届出の受理について』併せてご説明いたします。

報告第1号『農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について』であります。市街化区域内において所有者自らが行う農地転用で、議案書1頁の計1件です。畑1筆、転用面積は、247 m²です。転用目的は、駐車場です。

局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

報告第2号『農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について』であります。市街化区域内において権利設定・移転の伴う農地転用で、議案書2頁から3頁の計4件です。9筆、転用面積は、1240.15 m²で、転用目的は、住宅及び駐車場です。

局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

報告第3号『農地法第3条の3の規定による届出の受理について』であります。農地を相続により取得した場合に届出していただくもので、議案書4頁から6頁の計13件、畑15筆、田17筆、計21,988 m²の届出がありました。

局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの報告第1号から報告第3号までについて、質問、意見等はございませんか。

(「なし」の声)

(久野一弘 議長)

質問、意見等がないようです。これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと思います。

次に、日程第5 議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請について』

6 件を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

(伴 則幸 事務局長)

議案第 1 号『農地法第 3 条の規定による許可申請について』であります、農地を農地として権利設定、移転を行うものであり、議案書 7 頁から 8 頁の大府市農業委員会の許可案件の計 6 件、畑 8 筆、田 2 筆、6,305.12 m²です。経営規模拡大替目的の申請です。

議案内容の詳細については、協議会でご説明させていただいたとおりであり、農地法第 3 条第 2 項各号には、該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問等はございませんか。

(「なし」の声)

(久野一弘 議長)

それでは、担当地区委員より意見をいただきたいと思います。1 番から 5 番の案件について、神谷委員どうぞ。

(神谷 登 委員)

1 番から 5 番の譲受人は同一人物で、所有農地及び借受農地のいずれも耕作状況及び従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などございませんか。

(「なし」の声)

(久野一弘 議長)

続いて 6 番の案件について、本田委員どうぞ。

(本田貴士 委員)

6 番の譲受人は、所有農地の耕作状況及び従事日数等の要件を満たしており自作地の隣接農地の購入になりますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などございませんか。

(「なし」の声)

(久野一弘 議長)

特に意見はないようですので、議案第 1 号を採決します。本申請を許可することに賛成の方は挙手願います。

「全員挙手」

(久野一弘 議長)

「全員賛成」ですので、議案第 1 号は、原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、日程第 6 議案第 2 号『農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に

ついて』2件を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

(伴 則幸 事務局長)

議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』であります。市街化調整区域内の権利設定、移転の伴う農地転用で、議案書の9頁の愛知県知事の許可案件、計2件です。

1番の案件は、店舗を建設する目的で転用するものでございます。農地区分は、水管、ガス管が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道区域で、おおむね500m以内に2つ以上の医療施設がある区域にある農地で、第3種農地と判断され許可見込みありと考えられます。

2番の案件は、分家住宅を整備する目的で転用するものでございます。農地区分は、概ね10ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地と判断されます。

申請書類の審査、現地確認を踏まえ、許可見込みありと判断されます。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問等はございませんか。

(「なし」の声)

(久野一弘 議長)

それでは、担当地区委員より意見をいただきたいと思います。

1番の案件について、加古俊治委員どうぞ。

(加古俊治 委員)

1番の申請地の農地区分は、第3種農地です。

排水は浄化槽を経由し西側の道路側溝に排水されるため、影響はないと考えられますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などございませんか。

(「なし」の声)

(久野一弘 議長)

2番の案件について、竹内委員どうぞ。

(竹内敬三 委員)

2番の申請地の農地区分は、第1種農地ですが、雨水は敷地内の集水桝を経由し、排水は合併処理浄化槽を経由して西側の道路側溝へ排水されるため、隣接農地への影響はないと考えられますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などございませんか。

(「なし」の声)

(久野一弘 議長)

特に意見はないようですので、議案第2号を採決します。

本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見はなしとすることに賛成の方は挙手願います。

「全員挙手」

(久野一弘 議長)

「全員賛成」ですので、議案第 2 号は委員会の「意見なし」で愛知県知事に送付することに決定いたします。

次に日程第 7 議案第 3 号『農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農業委員会の決定について（利用権設定）』2 件を上程します。

このうち、設定番号 6258 番は加古春久委員が議事参与にあたる議案となります。

はじめに、議事参与の制限に該当しない 6257 番について審議します。事務局より説明をお願いします。

(伴 則幸 事務局長)

議案第 3 号『農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農業委員会の決定について（利用権設定）』であります。農業経営基盤の強化を図ることを主旨として、「農用地利用集積計画」が提出されております。

議案書 10 頁の計 2 件です。

この内議事参与に該当しない 6257 番は、新規で市内の方です。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たしております。契約期間、賃借料については議案書に記載のとおりです。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

特に意見はないようですので、議案第 3 号のうち議事参与の制限に該当しない、6257 番を採決します。原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

「全員挙手」

(久野一弘 議長)

「全員賛成」ですので、議案第 3 号のうち議事参与の制限に該当しない 6257 番は、原案のとおり承認することに決定します。

次に、議案第 3 号のうち、設定番号 6258 番件は、加古春久委員が農業委員会等に関する法律第 31 条の議事参与の制限に該当するため退室をお願いします。

(加古春久委員 退室)

(久野一弘 議長)

それでは、議案第 3 号のうち加古春久委員の議事参与案件について審議します。事務局より説明をお願いします。

(伴 則幸 事務局長)

設定番号 6258 番は、借手の加古春久委員へ利用権設定をするもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たしていると考えます。契約期間賃借料については、議案書に記載のとおりです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問、意見等はありませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

特に意見はないようですので、議案第3号のうち設定番号6258番を採決します。原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

「全員賛成」ですので、議案第3号のうち設定番号6258番は、原案のとおり承認することに決定します。加古春久委員入室してください。

(加古春久委員 入室)

(久野一弘 議長)

次に、日程第8議案第4号『農地法第3条第2項第5号括弧書きの別段面積について』を上程します。事務局より説明をお願いします。

(伴 則幸 事務局長)

議案第4号『農地法第3条第2項第5号の括弧書きの別段面積について』であります。平成21年の農地法の改正により、農地の権利取得にかかる別段面積要件について、地域の実情に応じて設定できることとされました。都府県においては、一律50アールのところ、本市は、大府市全域で30アールとしており、農業委員会は、毎年、別段面積の設定又は修正の必要性について審議することになっております。

設定区域につきましては、自然的経済的条件からみて営農条件がおおむね同一と認められる地域であること、また、設定面積につきましては、設定区域内において、農地を耕作または事業に供する者の総数のうち、30アール未満の農地を耕作または事業に供する者の割合が44%であり、40%を下回らないことから、いずれも農地法施行規則第17条第1項の基準を満たしておりますので、現行どおり、設定区域は「大府市全域」とし、設定面積は「30アール」を適用することを提案するものです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの、事務局説明について質問、意見等ございますか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

特に意見はないようですので、議案第4号を採決します。原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

「全員挙手」

(久野一弘 議長)

「全員賛成」ですので、議案第4号は、原案のとおり承認することに決定します。

これで、全案件の審議が終了いたしました。

以上を持ちまして第671回総会を閉会します。